

指定養殖業の許可に関する取扱要領

平成 27 年 8 月 17 日
27 水推第 507 号
水産庁長官通知
最 終 改 正
令和 6 年 2 月 29 日
5 水推第 1669 号

第 1 趣旨

内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の指定養殖業の許可の申請等に係る各種手続きについては、法、内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 43 号。以下「規則」という。）及びうなぎ養殖業の許可に関する取扱方針（令和 3 年 10 月 22 日付け 3 水推第 1053 号水産庁長官通知）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 許可の申請

- 1 法第 26 条第 1 項の指定養殖業の許可の申請は、規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同項の申請書に、同条第 2 項各号に掲げる書類を添付してするものとし、申請書の記載については、以下の点に留意するものとする。
 - (1) 「養殖場」とは、うなぎ養殖の用に供することを目的とした施設であって、養殖池と関連施設で構成されるものをいう。
 - (2) 前号の「養殖場」は、養殖池と関連施設が必ずしも隣接している必要はなく、同一の市町村の区域内又は一の都道府県の区域内であり、かつ、二以上の隣接した市町村の区域内で一体として管理されるものである場合には、一の養殖場として取り扱う。
 - (3) 「養殖場の面積」には、養殖場に存在する養殖池の面積を記入するものとする。一の養殖場に複数の養殖池が存在する場合には、その面積の合計値を記入するものとする。
 - (4) 使用する養殖場の「名称」については、業務上使用している名称を記載するものとし、特に名称がない場合には、「第 1 養殖場」、「第 2 養殖場」等他の養殖場と識別できるように記載すること。
 - (5) 使用する養殖場の「所在地」については、管理事務所の住所等養殖場を代表する住所を記載すること。
- 2 規則第 2 条第 2 項第 1 号の住民票の写し及び財産に関する調書並びに同項第 2 号の定款、登記事項証明書並びに申請の日に属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（以下「住民票の写し及び定款等」という。）については、次に掲げる場合においては添付を省略することができることとし、この場合にはこれらの書類の添付があるものとして取り扱う。
 - (1) 同時に二以上の申請をする場合において、各申請に添付すべき書類の内容が同一であるときであって、一の申請に添付されている場合
 - (2) 法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 5 項で定める規定が適用される

- 者（実績者優先規定適用者）が申請する場合であって、従前の申請において添付した住民票の写し及び定款等の内容に変更がない場合
- (3) 同一許可年度中に複数回申請をする場合であって、従前の申請において添付した住民票の写し及び定款等の内容に変更がない場合
- 3 規則第2条第2項第3号の「養殖場の登記事項証明書」は、養殖場の全てについて使用する権利を有することが確認できるよう、必要に応じて複数枚添付するものとする。この養殖場の登記事項証明書については、前項各号に掲げる場合においては添付を省略することができることとし、この場合にはこの書類の添付があるものとして取り扱う。
- 4 規則第2条第2項第4号の所有権以外の権利を有することを証する書面は、別記様式1「養殖場使用承諾書」又は賃貸借契約書若しくは使用貸借契約書等の写し（原本証明したもの）とする。
- 5 規則第2条第2項第5号の「各共同経営者の権利義務の関係を記載した書面」は、別記様式2「各共同経営者の権利義務関係明細書」又は共同経営者間の契約の謄本若しくはこれに準ずる書面とする（各共同経営者の出資額の割合、議決権の割合、利益の配分の割合及び池入割当量の持分を記載したものであること。）。
- 6 法第30条において準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第45条第1項第2号（移転）の申請は現に許可を受けている養殖場についての別記様式3「廃業届」を、同項第3号（滅失）の申請は養殖場が滅失したことが分かる写真等を、同項第4号（承継）の申請は当該申請に係る養殖場について従前の許可を受けている者の別記様式3「廃業届」を添付するものとする。
- 7 規則第2条第3項に規定する書類は、次に掲げるものとする。ただし、(2)に掲げる書類にあつては、許可を受けている者が当該許可の有効期間中に行う申請であつて、かつ当該許可に係る許可申請の際に提出したものから変更がない場合は、この限りではない。
- (1) 別記様式4「申請理由書」
- (2) 養殖場の図面（養殖池、管理事務所等の配置が確認できるもの）
- (3) 養殖場の写真（養殖場の外観及び養殖池が確認できるもの）
- ※ 現に許可を受けていない養殖場の場合に限る。
- (4) 法第30条において準用する漁業法第45条の規定に基づく申請にあつては、従前の許可に係る養殖場の許可証
- (5) 2人以上が共同して申請する場合は、別記様式5「代表者選定届」
- (6) 現に指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場について申請する場合には、現に有している許可証の写し
- (7) その他本取扱要領において指定養殖業の種類ごとに別に定める書類

第3 許可の申請者又は許可養殖業者による適格性の申告

1 申告方法

法第30条において準用する漁業法第41条第1項に掲げる適格性は、指定養殖業の許可の申請者又は許可を受けている者が、次に掲げる様式によって自らの適格性について申告することとする。

- (1) 別記様式6「指定養殖業の許可についての適格性に関する申立書」及び別記様式6別紙「漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について」（以

下「申立書」という。)

(2) 別記様式7「適格性に関する誓約書」(以下「誓約書」という。)

2 申告時期及び提出様式

(1) 法第30条において準用する漁業法第42条(新規の許可)又は第45条(継続の許可)の規定に基づき許可を申請する場合、申立書及び誓約書を申請の際に提出する。

(2) 法第30条において準用する漁業法第42条又は内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成26年政令第324号)第8条の規定に基づき相続又は法人の合併若しくは分割を届け出る場合、申立書及び誓約書を届出の際に提出する。

(3) 法人の役員を変更する場合、変更があった日から2月以内に申立書及び誓約書を提出する。

(4) 許可の有効期間中に漁業法第41条第1項第1号についての適格性の基準(令和2年7月8日付け水漁第274号水産庁長官通知)1(2)及び2(2)に規定する漁業に関する法令又は労働に関する法令の違反があった場合、当該違反行為等により確定した処分を受けた日から14日以内に申立書を提出する。

第4 変更の許可

法第30条において準用する漁業法第47条の規定による変更の許可を申請する場合には、規則第11条第1項の各号に掲げる事項を記載した別記様式8「許可内容変更申請書」に、本取扱要領において指定養殖業の種類ごとに別に定める書類を添付してするものとする。

第5 相続又は法人の合併若しくは分割の届出

法第30条において準用する漁業法第48条第1項の規定による指定養殖業の許可を受けた者の地位を承継した場合には、相続や合併等届出の原因となる事実があった日から2ヶ月以内に、別記様式9「指定養殖業者の許可に係る地位継承届出書」及び相続又は法人の合併若しくは分割のあったことを証する以下の書面を添えなければならない。

(1) 相続の場合には、遺産分割の協議書等相続を証する書類

(2) 合併若しくは分割の場合には、契約書の写し等合併等を証する書類

第6 書類の提出先

1 規則第23条第1項の規定に基づき、許可に係る書類は、当該許可に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事に2部提出するものとする。なお、一の養殖業者が二以上の都道府県に養殖場を有する場合には、都道府県ごとに当該都道府県内に所在する養殖場について記載した書類を作成し、それぞれ当該許可に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

2 書類の提出に期限が設けられているものについては、規則第23条第2項の規定により、当該書類が都道府県知事に受理されたときに農林水産大臣に提出があったものとみなすこととされているので、留意されたい。

第7 うなぎ養殖業の許可に係る留意事項

1 一斉更新に係る許可の申請

法第30条において準用する漁業法第42条第1項の規定により公示した許可に係る申請については、以下のとおりとする。

- (1) 規則第2条第1項第4号で記載する水産動植物の種類及び量は「うなぎの池入割当量」とし、公示した許可の有効期間中において池入れを予定している国内で一度も飼育されていないうなぎ（以下「国内未飼育うなぎ」という。）の数量を記載するものとする。ただし、許可の際に他の申請に優先して許可されるのは、申請時点において有しているうなぎ養殖業の許可証に記載された池入割当量までであることに留意されたい。

なお、池入割当量を有しておらず、国内の養殖場で養殖されたことのあるうなぎ（以下「既養殖うなぎ」という。）の養殖について申請する場合は、「0.0kg」と記載するものとする。

- (2) 既養殖うなぎのみを用いて養殖を行う場合は、当該許可を受けようとする者が、真に既養殖うなぎの養殖を行おうとする者であることを証する書類として、許可の申請の際に、以下の書類を添付するものとする。ただし、許可を受けている者が当該許可の有効期間中に行う申請であって、現に飼育しているうなぎのみを用いて養殖業を継続して営む場合は、この限りではない。

ア 既養殖うなぎの養殖を行おうとする者の事業計画書

※ 事業計画書は、以下の内容を網羅したものでなくてはならない。

- ① うなぎ種苗の譲受先及び時期
- ② 譲り受けるうなぎ種苗の種類、数量、移送方法及び価格
- ③ 出荷予定時期及び出荷予定数量
- ④ うなぎ種苗の価格、餌代等のコストを踏まえた財務及び収支計画

イ 池入れをしようとするうなぎは、国内で最初に養殖するうなぎ養殖業者から譲り受ける予定の既養殖うなぎであることを証明する別記様式10「種苗譲受予定書」

※1 仲介業者から既養殖うなぎを入手する場合であっても、仲介業者に当該書類の記載を求めるのではなく、最初のうなぎ養殖業者を特定し、当該うなぎ養殖業者の住所、氏名の記入がある種苗譲受予定書を添付すること。

※2 譲受予定数量は、現在有効な許可証に記載された許可期間中に実際に譲り受けて養殖する数量を記入すること。

※3 複数のうなぎ養殖業者から種苗を譲り受ける場合は、全てのうなぎ養殖業者にかかる種苗譲受予定を各々に記載し提出すること。

ウ うなぎ種苗を国内で最初に養殖するうなぎ養殖業者の許可証の写し

- (3) 上記(2)の者に対して種苗を譲り渡そうとする者は、許可の申請の際に、以下の内容を網羅した事業計画書を作成し、提出しなければならない。

- ① 申請時点で池入れしているうなぎの種類及び量
- ② 譲渡を行う許可期間中におけるうなぎ種苗の池入れ予定時期、種類及び数量
- ③ ①及び②を踏まえた許可期間中におけるうなぎ種苗の譲渡時期、種類及び数量
- ④ 譲渡するうなぎ種苗の種類、数量、価格、移送方法及び譲渡理由
- ⑤ うなぎ種苗の譲渡を行う事業年度における財務および収支計画

2 池入割当量の譲渡に関する申請

(1) 第三者から池入割当量を譲り受け、許可証の池入割当量を増加しようとするうなぎ養殖業者が行う申請（許可内容変更許可の申請）

ア うなぎ養殖業者が許可に係る池入割当量を増加させるために行う変更の許可申請については、うなぎ養殖業者であって池入割当量を減少させようとする者（以下「見合い養殖業者」という。）がいる場合に限り、にほんうなぎ、異種うなぎの別に、見合い養殖業者が減少させようとする池入割当量（以下「見合い減少数量」という。）の範囲において、これを許可する。

イ 変更許可を申請する場合には、別記様式8「許可内容変更申請書」に、以下の書類を添付する。

- ① 別記様式4「申請理由書」
- ② 別記様式11「見合い養殖業者の池入割当量減少届」
- ③ 見合い養殖業者が廃業する場合にあっては、当該見合い養殖業者の別記様式3「廃業届」
- ④ 申請者の許可証の写し

(2) 許可証の池入割当量を減少させ、減少分を第三者に譲渡しようとするうなぎ養殖業者が行う申請（許可証の書換申請）

ア うなぎ養殖業者が許可に係る池入割当量を減少させるために、書換申請する場合には、別記様式12「うなぎ養殖業許可証の書換申請書」に、以下の書類を添付する。

- ① 別記様式4「申請理由書」
- ② 別記様式11「見合い養殖業者の池入割当量減少届」
- ③ 申請者の許可証の写し
- ④ 池入割当量の譲渡に伴い、既養殖うなぎのみを用いて養殖を行おうとする場合は前項の（2）アからウに掲げる書類

(3) 上記（1）及び（2）において、譲渡できる池入割当量は、申請時点における池入割当量のうち、未池入量の範囲内の数量に限る。

第8 うなぎ養殖業に係る実績報告書

1 法第29条第1項の規定に基づく実績報告書については、指定養殖業者が許可を受けている養殖場ごとに毎月作成し、当該報告に係る月の翌月の10日までに書面を2部提出し、又はうなぎ養殖業の実績報告システム (<https://eelreport.jp/>) により提出するものとする。

2 国内におけるうなぎ流通の状況を把握するため、実績報告書の提出に当たっては、仕入れたうなぎの仕入れ先について記入した別記様式13「仕入れ先整理表」を添付するものとする。

3 池出量の実績の記載については、以下の点に留意するものとする。

① 国内に池入れされたうなぎがどの程度、どの用途向けで出荷等をされているのかを把握するため、うなぎを池出しした量については、その用途別に記載するものとする。なお、用途の記載については以下の点に留意するものとする。

イ 食用

食用に供する目的での池出しについて記載する。

ロ 放流用

河川等への放流のための池出しについて記載する。なお、にほんうなぎ以

外の種のうなぎが放流されると、新たな寄生虫や病原菌が持ち込まれるおそれや、生息場所や餌の競合からにほんうなぎの生息が脅かされるおそれがあることから、放流するうなぎに、にほんうなぎ以外の種のうなぎが混入することがないように十分注意するとともに、にほんうなぎ以外の種のうなぎについては「放流用」の出荷等を行わないよう留意されたい。

ハ 養殖用

当該池出しの後、国内の別の養殖場に池入れが予定されているものについて記載する。

ニ その他の用途

試験研究用、観賞用、海外輸出用等、イ～ハに該当しない用途の池出しについて記載する。なお、海外へ輸出するものについては、その輸出先が養殖業者か販売業者等かにかかわらず、「その他の用途」欄に記載するものとする。池入れしたうなぎがへい死した場合には、「その他の用途」欄にその重量又は尾数を記載するとともに、へい死量であることを記載するものとする。

第9 休業の届出について

法第 27 条に基づく休業の届出については、休業期間を定め、あらかじめ別記様式 14「休業届」を提出するものとする。

第10 廃業の届出について

事業又は許可を得ている養殖場を廃止する場合には、別記様式 3「廃業届」を提出するものとする。届出の時期については、災害等特段の事情がある場合を除き、事業又は養殖場の廃止の日から概ね 2 週間以内に提出するものとする。

第11 既養殖うなぎを出荷する際の出荷書類について

既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、別記様式 15「出荷書類」を出荷先に対し交付するものとする。

出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、新たに養殖してはならない。

既養殖うなぎを新たに養殖したときは、その都度遅滞なく、別記様式 16「出荷書類の提出について」に出荷書類の写し 1 部を添付し、提出するものとする。

第12 公正なくじによる許可者を定める方法について

法第 30 条において準用する漁業法第 42 条第 6 項に基づく公正な方法で行うくじにより許可をする者を定めるに当たっては、次の手順によるものとする。

- ① 水産庁が、くじ引き会を開催し、申請者及び立会者にくじの実施状況を開示すること。
- ② くじ引き会に先立ち、水産庁において、くじの実施方法を定め、くじを作成すること。
- ③ くじ引き会では、水産庁がくじを引き、許可発給の優先順位者を決定すること。
- ④ くじ引き会の後、水産庁が、優先順位者に対して順次連絡を行い、その意思を確認した上で、許可をする者を定めること。

第13 許可申請の手続きに係るその他事項について

許可申請、内容変更申請及び書換申請並びに地位継承届出の手続きにおいて、誤字脱字等の誤りがあり速やかな訂正が必要な場合には、以下の手順を経て提出先（水産庁及び都道府県）において訂正することができる。

- ① 申請者又は届出者が、申請又は届出の際に提出書類に別記様式17「うなぎ養殖業許可の許可申請・内容変更申請・書換申請・地位継承届出書に係る訂正許諾書」を添付すること。
- ② 提出先が申請者又は届出者に誤りを伝え、当該申請者又は届出者が誤りを確認すること。
- ③ 提出先が、訂正内容及び訂正年月日を記録すること。

附 則（令和3年7月8日付け3水推第596号）

この通知は令和3年7月8日から施行する。

附 則（令和6年2月29日付け5水推第1669号）

この通知は令和6年2月29日から施行する。

別記様式1 (第2の4関係)

養殖場使用承諾書

年 月 日

(許可申請者)

住所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(養殖場所有者)

住所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

貴殿が下記養殖場を〇〇養殖業に使用することを承諾します。

記

- | | | |
|---|---------------|-------------------|
| 1 | 養殖場の名称 | |
| 2 | 養殖場の所在地 | |
| 3 | 養殖池の数・総面積 (㎡) | |
| 4 | 使用権の種類 | 賃借権
使用貸借権 |
| 5 | 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |

各共同経営者の権利義務関係明細書

年 月 日

各共同経営者の権利義務関係につきまして、下記のとおり相違ありません。

記

氏 名	出資額の割合	議決権の割合	利益金の配分割合	池入割当量の 持分割合

代表者 住所
氏名

共同経営者 住所
氏名

廃業届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私は、（養殖場の名称及び所在地）（許可番号：〇〇〇〇）において、〇〇〇養殖業の許可を受けて養殖を営んでまいりましたが、今般、事業を廃止することとしましたので、届け出ます。

なお、池入割当量については、以下のとおりです。

記

- 1 許可番号
- 2 養殖場の名称
- 3 養殖場の所在地
- 4 今漁期の池入割当量
- 5 届出時までに池入れした数量
- 6 未池入数量
- 7 見合い増とする養殖場及び池入割当量（※）
 - 許可番号
 - 氏名
 - 池入割当量

※ 見合い養殖業者として廃業する場合のみ記載すること。

別記様式4（第2の7（1）関係）

申 請 理 由 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（申請理由）

別記様式5（第2の7（5）関係）

代 表 者 選 定 届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を（養殖場の名称及び所在地）に係る〇〇養殖業の共同経営者の代表者に選定したので
届け出ます。

記

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

指定養殖業の許可についての適格性に関する申立書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

・法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
・2者以上共同して申請する場合には、全員記入すること。

許可について、内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)第30条において準用する漁業法(昭和24年法律第267号)第41条第1項第1号、第3号及び第6号に掲げる適格性に関する状況は、以下のとおりであることを申し立てます。
なお、以下の内容に虚偽があつた場合には、「漁業法第41条第1項第1号についての適格性の基準」(令和2年7月8日付け2水漁第274号水産庁長官通知)の1(1)⑥の「申請に関し虚偽の申請をしたとき」に該当することを承知しています。

1. 漁業に関する法令の遵守(第1号及び第3号)

属性	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	漁業に関する法令の違反の有無
		無 ・ 有
		無 ・ 有
		無 ・ 有
		無 ・ 有

いずれかに○をつける

※「属性」は、「申立者」の場合には「申」を、「役員」の場合には「役」を、それぞれ記入すること。
※「漁業に関する法令の違反の有無」は、有の場合には当該違反の状況を、それぞれ別紙に記入すること。
※2者以上で申請する場合や、法人の役員の数で欄が足りない場合には、適宜欄を増やすこと。
※法令の違反がある場合は、許可等の申請の日、相続等の届出の日、役員に変更があつた日
に変更があつた日又は直近の違反行為の違反日から起算して過去5年以内のものを記入すること。

2. 労働に関する法令の遵守(第1号及び第3号)

属性	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	労働に関する法令の違反の有無
		無 ・ 有
		無 ・ 有
		無 ・ 有
		無 ・ 有

いずれかに○をつける

※「属性」は、「申立者」の場合には「申」を、「役員」の場合には「役」を、それぞれ記入すること。
※「漁業に関する法令の違反の有無」は、有の場合には当該違反の状況を、それぞれ別紙に記入すること。
※2者以上で申請する場合や、法人の役員の数で欄が足りない場合には、適宜欄を増やすこと。
※法令の違反がある場合は、許可等の申請の日、相続等の届出の日、役員に変更があつた日
に変更があつた日又は直近の違反行為の違反日から起算して過去5年以内のものを記入すること。

3. 養殖業を営むに足る生産性(第6号)

破産手続又は特別清算の手続を現に行っているか	行っていない ・ 行っている
------------------------	----------------

いずれかに○をつける

(別記様式6:別紙)

漁業関係法令違反及び労働関係法令違反の状況について

年 月 日

農林水産大臣 殿

(申告者)

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(申告の対象者)

氏名

(法人にあっては、その役員の氏名)

※法人がその役員について申告する場合に記入

過去5年間の漁業に関する法令違反及び労働に関する法令違反の状況については、下記のとおりで間違いありません。
なお、許可の期間中に法令違反があった場合には、法令違反の処分が確定した旨の通知を受けた日から14日以内に、これ
まで申告した違反状況に追加して申告いたします。

1. 漁業に関する法令の違反状況

根拠 法令	違反条項 (条 項 号)	違反 年月日	司法処分				行政処分
			確定 判決日	確定判決の内容			両罰規定に該当す る場合は□にチェッ クを入れること。
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	□	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	□	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	□	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月		
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 か月 日 円	□	年 月 日	
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。						
	被処分者と申告者 との 関 係			処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月		

- 【注意事項】
- ※「根拠法令」は、下記「漁業関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。
 - ※「両罰規定」とは、事業主である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務又は財産に関して、漁業関係法令に違反する行為を行い、禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該法人又は人に対しても当該違反により罰金刑を科すことをいう(漁業法第197条)。
 - ※「処分通知日」は、農林水産大臣の処分に限る(根拠法令は以下のA1、A9)。

- 漁業関係法令リスト
- A1. 漁業法(昭和24年法律第267号)
 - A2. 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
 - A3. 鰐虎鰐鰯獣猟獲取締法(明治45年法律第21号)
 - A4. 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)
 - A5. 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)
 - A6. 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)
 - A7. 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)
 - A8. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号)
 - 上記の法律に基づく命令
 - A9. 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)
 - A10. 瀬戸内海漁業取締規則(昭和26年農林省令第62号)
 - A11. 水産資源保護法施行規則(昭和27年農林省令第44号)
 - A12. 各都道府県漁業調整規則

(労働関係法令違反状況は裏面へ)

2. 労働に関する法令の違反状況

根拠 法令	違反条項 (条 項 号)	違反 年月日	司法処分		
			確定 判決日	確定判決の内容	両罰規定に該当する場 合は□にチェックを入 れること。
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	
		年 月 日	年 月 日	懲役 禁固 罰金 科料 拘留 年 月 日 円	☐
	□にチェックを入れた場合は、両罰規定に係る被処分者及び処分内容を記載のこと。				
	被処分者と申告者 との 関係		処 分 内 容	懲役 禁固 年 ヶ月	

【注意事項】

※「根拠法令」は、下記「労働関係法令リスト」のうち該当する番号を記入すること。

※「両罰規定」とは、事業主である法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務又は財産に関して、労働関係法令に違反する行為を行い、禁錮以上の刑に処せられた場合において、当該法人又は人に対しても当該違反により罰金刑を科すことをいう（漁業法第197条）。

- 労働関係法令リスト
- B1. 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - B2. 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
 - B3. 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - B4. 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）
 - B5. 労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - B6. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
 - B7. 船員法（昭和22年法律第100号）
 - B8. 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）
 - B9. 労働組合法（昭和24年法律第174号）
 - B10. 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）
 - B11. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
 - B12. 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
 - B13. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
 - B14. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
 - B15. 上記の法律に基づく命令

適格性に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)第 30 条において準用する漁業法(昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。)第 41 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに定める以下のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 2 法人であって、その役員のうちに法第 41 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記様式 8（第 4 及び第 7 の 2（1）関係）

許可内容変更申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（許可番号）の〇〇養殖業の許可について、関係書類を添えて下記のとおり変更の許可を申請します。

記

変更事項

変更前

→

変更後

（例）

にほんうなぎ池入割当量

5 0 . 0 k g

→

1 0 0 . 0 k g

指定養殖業者の許可に係る地位承継届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者 住所
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇養殖業の許可を受けていた〇〇〇〇（許可番号：〇〇〇〇）が死亡（合併又は分割）し、私（届出者）がその地位を承継したので、関係書類を添えて届け出します。

承継した日	年 月 日
-------	-------

従前の許可受領者の氏名及び住所 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
--	--

届出の原因	イ 相続 ロ 合併 ハ 分割
-------	--------------------------

許可番号	

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 届出の原因となる事実を証する書面を添付すること。

種 苗 譲 受 予 定 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

（許可申請者）

住 所

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、下記の者から〇〇うなぎ種苗を譲り受ける予定です。

記

1. うなぎ種苗を譲渡する予定の養殖業者（うなぎ種苗を国内で最初に養殖するうなぎ養殖業者）

住 所

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

2. うなぎの種類 〇〇うなぎ

※ 「にほんうなぎ」若しくは「にほんうなぎ以外の種のうなぎ」と記入すること。

※ にほんうなぎ及びにほんうなぎ以外の種のうなぎの両方を譲り受ける場合にあっては、以下
3 から 5 までの項目につき、にほんうなぎ及びにほんうなぎ以外の種のうなぎにそれぞれ分けて
記入すること。

3. 譲受予定年月 年 月

4. 譲受予定数量

総重量

1 尾当たりの重量

シラスウナギ換算重量

※ 換算重量は、1 尾を 0.2 g として換算した重量を記載すること。

5. 仲介業者 住 所

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

※ 直接取引の場合は記入不要。

別記様式 11（第 7 の 2（1）、（2）関係）

見合い養殖業者の池入割当量減少届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私が所有する（許可番号）の〇〇養殖業の許可について、下記のとおり池入割当量を減少させる
ことにつき届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|---------|-----|---|-----|
| 1 | 変更内容 | 変更前 | → | 変更後 |
| | 〇〇池入割当量 | k g | | k g |
- 2 今漁期の池入割当量
- 3 届出時までの池入数量
- 4 変更前の未池入数量
- 5 変更後の未池入数量
- 6 見合い増となる養殖場及び池入割当量
- 許可番号
- 氏 名
- 池入割当量

〇〇〇養殖業許可の書換申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

（許可番号）の〇〇養殖業の許可について、関係書類を添えて下記のとおり許可証の書換を申請します。

記

変更内容	変更前	→	変更後
（例） にほんうなぎ池入割当量	1 0 0 . 0 k g	→	5 0 . 0 k g

別記様式13(第8の2関係)

仕入れ先整理表

都道府県への提出:毎月1回(翌月の10日まで)

養殖場の許可番号:

日付	入手先(都道府県名)	種名	入手数量

- ・にほんうなぎ、ビカーラ種など種別に記載願います。
- ・当該漁期(11月1日～翌年10月末日まで)における池入れについて、仕入れごとに数量と入手先を記載して下さい。
- 当該月の情報だけを記載するのではなく、当該漁期の仕入れ先に関する情報を毎月、加筆していく形で記載してください。
- ・翌月の10日までに実績報告書とともに管轄の都道府県へ報告願います。

休 業 届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

私の（許可番号）の〇〇養殖業の許可について、下記のとおり休業期間を定め、休業することにつき届け出ます。

記

- 1 許可番号
- 2 養殖場の名称
- 3 養殖場の所在地
- 4 今漁期の池入割当量
- 5 届出時までに池入れした数量
- 6 休業期間

出 荷 書 類

うなぎ養殖業許可証に付された条件に基づき、本出荷書類を作成し、下記のとおり、私の養殖場で養殖しているうなぎ種苗を出荷します。

出荷業者		許可番号	
		氏名又は名称	
		池入れ年月日	年 月 日
		出荷年月日	年 月 日
		うなぎの種類 (該当する方に○)	にほんうなぎ にほんうなぎ以外の種のうなぎ
		出荷重量 ※2	k g
		出荷尾数	尾
出荷 先 ※3	養殖 業者	許可番号	
		氏名又は名称	
	仲介 業者	氏名	
		電話番号	

※1 国内未飼育うなぎを池入れし養殖した許可養殖業者が、当該うなぎ種苗（以下「既養殖うなぎ」という。）を養殖用に他の許可養殖業者若しくは仲介業者に出荷する際、本様式をうなぎ種苗に添付すること。

※2 出荷重量は、シラス換算する必要はない。小数点第1位まで記入すること（例：10.5kg）。

※3 他の許可養殖業者に直接出荷する場合は、「養殖業者」に記入する。仲介業者に出荷する場合には、「仲介業者」に記入する。なお、仲介業者を介して池入れを行う養殖業者名が把握できる場合には、当該養殖業者について「養殖業者」にも記入する。

※4 上記のうなぎ種苗をさらに別の許可養殖業者若しくは仲介業者に出荷する場合には、上記と同じ様式に記入し、うなぎ種苗に添付すること。

出 荷 書 類 の 提 出 に つ い て

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名
許可番号

私は、新たに既養殖うなぎを養殖したので、別添のとおり、出荷書類の写しを提出します。

※ 出荷書類の写しを 1 部添付すること。

別記様式 17（第 13 関係）

うなぎ養殖業許可の許可申請・内容変更申請・書換申請・地位継承届出書に係る訂正許諾書

年 月 日

農林水産大臣 殿

（許可申請者）

住 所

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇申請書（〇〇届出書）について、申請等に誤字脱字等の誤りがあり速やかな訂正が必要な場合、指定養殖業の許可に関する取扱要領（平成 27 年 8 月 17 日付け 27 水推第 507 号水産庁長官通知）第 13 の規定に基づき、当局担当者による訂正を認めます。